

構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
島根県飯石郡飯南町
- 2 構造改革特別区域の名称
生命地域・飯南町 どぶろく・果実酒特区
- 3 構造改革特別区域の範囲
島根県飯石郡飯南町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置・面積

飯南町は、広島県と島根県の県境に位置し、東を島根県雲南市、北を出雲市、大田市、西を美郷町、南を広島県庄原市、三次市と接している。中国山地のほぼ中央に位置し、琴引山や大万木山など標高 1,000m 級の山々に囲まれた標高約 450 m の県下でも代表的な高原地帯である。町の南端にある女亀山を源とする神戸川が北へ貫流し、南西部を南に流れる塩谷川は江の川に注ぎ、都加賀地区を流れる都加賀川は斐伊川に注ぎ中国山地の屋根ともいえる。町の総面積は 242.84 k m² (東西 32km、南北 32km) で、そのうち山林原野が 89% を占めている。

(気候)

中山間地域に位置する飯南町は、県内有数の豪雪地帯として知られ、平成 23 年 1 月には最深積雪 152cm を記録している。

年間平均気温は 11℃ から 13℃ となっており、県庁所在地である松江と比較して年間平均気温は約 4℃ 低く、冬は寒さが厳しく、逆に夏はすごしやすい気候となっている。

(交通)

道路体系は、町の中央を松江市と広島市を結ぶ国道 54 号が縦断し、幹線道路として重要な役割を担っている。また、近隣市町村へのアクセス道路として、国道 184 号や 6 つの主要地方道・県道があり、町内の地区を結ぶ広域農道や広域林道がある。

一方、国土交通省の直轄事業として、中国横断自動車道尾道松江線（平成 25 年頃完成予定）の整備が進められており、この高速道路が開通することにより、本町の大動脈ともいえる国道 54 号の交通量は激減することが予測され、本町経済へ及ぼす影響が懸念されている。

(人口・世帯)

少子高齢化とともに、進学や就職等を機に若者層を中心とした人口の流出が続き、人口はこの10年で約1,000人(15.4%)減少し、平成22年国勢調査によると、人口は5,534人、世帯数は1,944世帯となり、また、高齢化率は39.4%となっている。

人口の減少や高齢化に伴い、これまで集落単位で行ってきた、草刈りや冠婚葬祭、祭りなどの伝統行事の伝承が困難になりつつあるとともに、地域コミュニティの崩壊の危機といった様々な問題も生じてきている。

また、集落戸数の減少や高齢者のみの世帯の増加する中、地域住民の生活に欠かせない交通手段の確保や、災害などの緊急時における集落体制の再構築が求められている。

(農業)

飯南町では、県下の「良質米」の産地、「島根和牛の本場」として現在の農業が築かれてきた。また、果樹や高原野菜の栽培も盛んであり、寒暖の差による品質の高い農産物が生産されている。

近年では、農業の担い手の高齢化や後継者不足などにより、水稻の生産量は減少傾向にあるが、その一方、メロンやトマトについては生産量が若干増加している。ぶどうについては、近年、生産量が飛躍的に増加している。

これらの農産物については、飯南町産業活性化ビジョンに基づいて、飯南町産品のブランド化、他地域との差別化を図るため、本町では特にヤマトイモとインゲン・パプリカなど高原野菜の栽培に力を入れている。

また、産直市(「ぼたんの郷」や、青空市「ぶなの里」など)でこれらの農産物を販売し、本町を訪れる人たちへ、本町の食がもつ魅力を発信している。

(交流・観光)

飯南町では、琴引フォレストパークスキー場や、ポピー祭・コスモス祭などの会場となる東三瓶フラワーバレー、観光ぼたん園など、年間を通じて地域資源を活かしたイベント・交流事業を展開している。

平成17年からは、里山の保全・活用の一環として森林セラピー事業に取り組んでおり、平成19年には山陰地方では初となる「森林セラピー基地」に認定されている。以降、近隣の都市部との交流を通じた事業の拡大を進め、平成23年4月には、「飯南町ふるさとの森」に森林セラピーの拠点としての宿泊施設「森のホテルもりのす」を新たにオープンした。森林セラピーの利用者数は年々増加しており、地域資源を活かした交流人口拡大策が評価され、平成24年には内閣府が主催する「緑化推進運動功労者内閣総理大臣表彰」を受賞している。これまで石見銀山・出雲大社・玉造温泉など県の主要観光地への通過地点としての通過型観光が主であったが、前述の中国横断自動車道尾道松江線の開通も踏まえ、この森林セラピ

一を中核として通過型観光から滞在型観光への転換を目指している。その取り組みの一環として、都市住民のなかで関心の高まっているグリーンツーリズムを推進しており、森林セラピー事業と町内の宿泊施設・温泉・飲食店とが連携して、森林セラピー利用者が飯南町に滞在しながら自然体験や農業者と交流できる企画やツアーを実施している。なかでも、飯南町頓原の農家民宿「野花の咲く宿 若林」は、飯南町の豊かな自然や地域の伝承料理を楽しむことができる場として利用者に人気を博している。

5 構造改革特別区域計画の意義

中国山地の自然の恵み、神戸川の源流、斐伊川・江の川へ注ぐ清流など、飯南町はこれらの地域資源を活用し、自然を活かした人々の営みを守ってきた。このように、人々が生活するための資源を豊富に有している飯南町を、生命の源となっている“生命地域”と名づけ、古来から受け継ぐ豊かな自然や、地域に継承されている歴史・文化を大切に守り、活かしていくことをまちづくりの基本としている。

今後も豊かな自然を有効活用して産業化に繋げていくうえでは、森林セラピー事業を中心とした滞在型観光の推進、また、地域住民自らの地域資源の再発見、魅力発信が不可欠である。本計画によって、農家民宿の運営拡大や、観光・交流事業の付加価値を高めることは、滞在型観光による交流人口増加とそれによる地域活性化を図るうえで大変意義のあることといえる。また、農家民宿等で特定酒類を提供することにより、地域においても自らが暮らす地域の資源・文化を再認識することができ、地域文化の伝承・地域住民の活力創出に繋がるものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

飯南町ではこれまで、森林セラピー事業を核として、豊かな自然に育まれた資源を有効活用して産業化に繋げる取り組みを行ってきた。高速自動車道尾道松江線開通による経済への影響が懸念されるなか、飯南町の持つ自然、文化、伝統をもう一度見つめなおし、飯南町が通過点でなく目的地となるよう、独自の魅力を高めていく取り組みがより一層重要となってきた。

今後、飯南町の魅力発信による交流人口増加・滞在型観光の推進を図るうえで、都市住民が農村文化に触れることのできる農家民宿は多くの可能性を有している。本計画の実施により、PRの拡大と受け入れ体制の充実を図り、経済効果、新たなコミュニティビジネスの創出、それによる地域の活性化を進め、飯南町全体が都市住民にとって癒しの空間となるよう「生命地域」の形成を目指していく。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

今回申請した特区が実施されることにより、都市部からの農村体験等を楽しむ交流人口が増加し、地域と都市との交流がさらに活発になるとともに、地域資源

を活用した郷土料理や酒類、また、地域の歴史文化に触れる機会が拡大することによって、地域産業の活性化に繋がる効果が期待できる。

(1) 農家民泊登録件数及び利用者数の増加

特定酒類を自家製造することで付加価値が高まり、農家民泊利用者数の増加が期待される。

	平成 23 年度実績	平成 28 年度目標
農家民泊利用者数	100 人	200 人

(2) 観光客数の増加

農家民泊と連携した滞在型観光の推進により、交流人口の増加が期待される。

	平成 23 年度実績	平成 28 年度目標
観光客数	369,304 人	380,000 人

(3) 新たな産業の創出

地域住民が地域の魅力を再認識し、特定農業者による酒類製造に取り組むことによって、新たな地域産業の創出及び地域活性化に繋がる効果が期待できる。

	現在	平成 28 年度目標
農家民泊登録件数	2 件	4 件
自家製による酒類製造件数	0 件	4 件

8 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

707（708） 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

本構造改革特別区域計画に定める構造改革特別区域の範囲内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館、民宿、料理飲食店等）を営む農業者で、米又は果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料として特定酒類（その他の醸造酒又は果実酒）を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

（1）事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

（2）事業が行われる区域

飯南町の全域

（3）事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

（4）事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、特定酒類の提供を通じて地域の活性化を図るため特定酒類を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家民宿等を営む農業者が、米又は果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料として特定酒類を製造する場合において、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないものとなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、地域資源を活かした新たな産業の創出を促進するとともに、都市と農村の交流人口増加に繋がり、地域文化の継承及び地産地消の推進による地域の活性化へも寄与するものである。

なお、特定酒類の製造免許を受けた者は、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳業務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

町は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。